

一般競争入札公告

沖縄県が発注する「素形材産業振興施設 清掃業務委託」について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年3月21日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 素形材産業振興施設 清掃業務委託
- (2) 契約の内容 業務実施場所の清掃を行う。詳細は、仕様書による。
- (3) 業務実施場所 素形材産業振興施設
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (5) その他 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

2 入札に参加する者に必要な資格等

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県庁舎清掃等委託契約に係る指名競争入札参加者の資格に関する要綱(昭和49年告示第163号)に基づく清掃業務登録者名簿に登録されている法人であること。
- (2) 過去5年以内に業務実施場所と同等以上の清掃業務実績を通算1年以上有すること。
- (3) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守できること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で沖縄県知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (3) 次の各号に該当する者。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）。
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請日から入札日までの間において、本県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (6) 本件入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある者。
なお、資本関係又は人的関係がある場合とは、例えば次のようなものをいう。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する2者の場合
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係 次のいずれかに該当する2者の場合
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4 入札参加資格の申請方法等

本入札に参加を希望する者は、次に掲げるとおり提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出書類を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 参加資格要件確認書類
 - ① 登記事項証明書の写し（3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し）
 - ② 県税（個人事業税又は法人事業税）、消費税及び地方消費税の納付証明書（写し）
 - ③ 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入を証する書類
- ウ 入札保証金関係書類
 - ① 入札保証金を納付する者は、入札保証金納付書発行依頼書
 - ② 入札保証金の免除を希望する者は、6(1)ア又はイを証明する書面
- エ 確約書

(2) 提出期間

この公告の日から令和7年3月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下、「祝日等」という。）を除く）の午前9時から午後5時までとする。

- (3) 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟8階（北側）
沖縄県商工労働部ものづくり振興課 執務室（TEL：098-866-2337）
Mail：aa055301@pref.okinawa.lg.jp

(4) 提出方法

持参、郵送（書留又は特定記録郵便による。）又は電子メールで提出すること。
ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。なお、FAXによる提出は受け付けない。

(5) 申請書等に使用する言語

申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) 資格審査の確認結果通知

令和7年3月26日（水）までに申請人に電話により通知する。

(7) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から本業務に係る契約締結日までとする。

(8) 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

カ 電話番号

(9) 資格の取消し等

ア 入札参加の資格を有する者が3に該当となった場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

- (10) 契約担当者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請人に無断で使用しない。

- (11) 申請書等の修正、差し換え、追加、再提出（以下、「修正等」という。）は提出期限内に限り認める。

- (12) 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れがあつた場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

- (13) 提出された申請書等は、返却しない。

5 申請書、仕様書、契約条項等の交付方法及び交付期間

- (1) 交付方法 沖縄県公式ホームページに掲載する。
- (2) 交付期間 この公告の日から入札日まで

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

(2) 入札保証金関係書類提出方法

ア 入札保証金（現金の場合）を納付する者

4(1)ウ①入札保証金納付書発行依頼書に基づき、県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により、金融機関で納付後、入札日前日（当該日が祝日等に当たるときは、これに替えてその日の前日において最も近い祝日等でない日とする。）午後4時までに当該受領書（写）を提出すること。

イ 入札保証金の免除を希望する者

4(1)ウ②のとおり。

7 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期

限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

8 入札について

- (1) 開札日時 令和7年3月31日（月）10時00分
- (2) 開札場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課 執務室
- (3) 入札方法 郵送によるものとし、簡易書留郵便により、令和7年3月28日（金）17時までに商工労働部ものづくり振興課に必着とする。
- (4) 入札書等の郵送は、次の方法により二重封筒とすること。
 - ア 内封筒には、入札書を入れ、封かんのうえ、開札日、委託契約名、法人名、代表者名、入札日時を記載すること。
 - イ 初度入札書在中の中封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の中封筒には「2回」、「3回」と記載すること。
 - ウ 外封筒には、再度入札分も含めた内封筒を入れ、封かんのうえ、「入札書在中」及び「親展」と朱書きすること。
- (5) 入札参加者は、「契約書（案）」及び「仕様書」等を熟読し、これを遵守すること。
- (6) 入札金額は、算用数字を用いて正確に記入すること。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務内訳書（様式自由）を提出すること。業務内訳書には、作成年月日、業務名、業種、種別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (10) この公告の記載に従い、入札書、委任状には委託業務の目的及び委託業務の場所を記入すること。
- (11) 代理人が入札を行う場合、委任状を外封筒に封入すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。また、代理人が入札を行う場合、入札書に代理人の氏名の記載と押印をすること（代表者印は押印しないこと。）。
- (12) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

- (13) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札（電子入札にあつては、入札金額、入札者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）又は当該電子署名に係る電子証明書（別に定めるものに限る。）が確認できない入札）
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札
- (8) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

10 本公告に関する質問及び回答

質問は質問書により行うこと。質問事項がなければ提出は不要とする。

- (1) 提出期間 令和7年3月24日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 下記メールアドレスへ送付すること。
メールアドレス：aa055301@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法質問に対する回答書は、令和7年3月26日（水）から入札日まで沖縄県公式ホームページに掲載する。なお、掲載開始日については、前後する可能性がある。

11 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 最低落札価格は設定しない。